

60歳定年退職後のあなたの生活を支える知識

～ 社会保険手続等とその選択肢 ～



社会保険労務士
角 谷 登司雄

E-mail : kakutani@mxp.mesh.ne.jp

はじめに

みなさんこんにちは。本日講演をさせていただきます角谷です。どうぞ宜しくお願いします。

私のことをご存じの方も多いかと思いますが、私も数年前までは神鋼パンテックの社員としてみなさん同様に業務に励んでおりました。こうしてみなさんのお顔を拝見しますと、懐かしい顔ぶればかりでほとんどの方の顔を知っているようです。

プロフィールを見ていただければ分かりますが、実は今回このセミナーに参加されているみなさんは全く私と同年齢で、これからお話しする内容は、私も同じ手続を行う必要があります、みなさんにより一層の親近感を持って本日の講演の準備をしてきました。

せっかく知り得た知識を、みなさんと共有するという事で今回の講演を進めていきたいと考えていますので、最後までお付き合いのほど宜しくお願いします。

何事も自主、自決、相互自立の精神が大切

今回の講演のタイトルは、「60歳定年退職後のあなたの生活を支える知識～社会保険手続等とその選択肢～」となっています。

これまでの人生では、会社に所属している限り保険や税金等の面倒なことは、全て会社に担当部署があり処理してくれていました。ここにお集まりのみなさんは、あと1年以内には、これまでのようなサービスをしてくれる会社という後ろ盾をなくしてしまいます。

そこで、具体的な制度の説明に入る前に、これからの人生は何事も自己責任をベースに「請求に始まり、自主、自決、相互自立」が大切であるということを申し上げておきます。

高齢化社会に向けて年金や保険等、現在の日本ではさまざまな社会保障制度が整備されていますが、これらの制度の一つひとつは、全て自分から請求しないと給付してもらえないシステムになっています。

これは何を意味するかというと、60歳定年退職後の生活はみなさん自らが、勉強し行動していかないとせっかく用意されている社会保障制度を十分に活用できないということです。みなさんが長年掛けてきた年金でさえも、黙っていれば一銭も給付されません。

第2の人生を充実して過ごすためには、何でも自分にプラスにするという前向きな考えで、何事にも興味をもって積極的に取り組む姿勢が大切だと思います。

以下、各種の社会保険制度についての説明は、神鋼パンテック株式会社で15年以上勤務、満60歳定年退職等を前提条件としていることを断っ

ておきます。

誰もしてくれない社会保険の手続き

● 健康保険も選択が必要

再就職される場合で、再就職先に健康保険がある時は、働く条件にもよりますが、原則的には再就職先の健康保険に加入することになります。

再就職の予定がない場合は、「任意継続被保険者」の申請をし、在職中と同じ「神戸製鋼所健康保険組合の健康保険に加入」と「国民健康保険加入」のどちらかを選択する必要があります。

まず「国民健康保険加入」の場合は、前年度の年収で負担する保険料が決定されるため、以前と同じ収入が無いにも関わらず大きな負担が生じることになります。

一方「任意継続被保険者」の場合は、これまで会社が払ってくれていた事業主分をあわせて負担することになりますが、在職中と同じ内容、条件で給付を受けることができます。

したがって、通例、少なくとも退職後1年間は「任意継続被保険者」を選択することをお奨めします。この場合、申請手続を会社経由で退

職日までに行うこともできます。

なお「任意継続被保険者」は退職後2年間が限度となっているので、退職次年度（1年経過後）は、引き続きもう1年継続するか「国民健康保険」の加入するかについて、保険料の負担と給付内容の差を十分に考慮して決定することが良いでしょう。

これらの他に、国民健康保険に加入の場合でも退職日現在で治療中の疾病については、初診日から5年を限度に在職中と同じ一部負担金で給付を受けることができる「資格喪失後継続療養」という制度があります。

● 4月より介護保険がスタートします

介護保険制度とは我が国の急速な高齢化による老後の介護問題を社会全体で支え、利用者の希望を尊重した総合的サービスを安心して受けられる仕組みです。この制度は2000年4月1日よりスタートし、受給者は被保険者であって、老化に伴い介護が必要になった人（要介護者）を対象とし、虚弱老人（要支援者）も寝たきり予防の観点から必要なサービス（予防給付）を受けることができます。

被保険者は満65歳以上の第1号被保険者と、満40歳以上65歳未満の第2号被保険者に分かれています。

任意継続被保険者、国民健康保険および資格喪失後継続療養との比較

	任意継続被保険者	国民健康保険加入	資格喪失後継続療養
適用要件	退職前被保険者期間 2ヶ月以上	無職、自営業者等	退職前被保険者期間 1年以上
手 続 き	退職日の翌日から20日以内に 会社経由健康保険組合へ請求	退職日の翌日から14日以内に 住所地の市区町村へ提出	退職日の翌日から10日以内に 会社経由健康保険組合へ請求
保 険 料	本人負担 + 事業主分も負担	所得、住民税等を基準に決定	負担なし
期 間	原則2年が限度	保険適用の会社に勤務すると 脱退	該当の疾病の初診日から5年
給付内容	法定給付 + 付加給付 (在職中と同じ)	法定給付のみ 傷病手当金の給付はない	退職日現在で治療中の疾病等 原則として受給中のもの
負 担 金	療養給付：本人2割 家族3割	療養給付：本人3割 家族3割	療養給付：本人2割 家族3割

満65歳以上の方の月額保険料負担は、所得に応じて各市町村が設定し、全国平均で2,915円、神戸市は3,138円となっています。徴収方法については、年金額が月額15,000円以上の方は年金から天引きとなり、15,000円未満の方は個別に納付することになります。

満40歳以上65歳未満の健康保険組合の被保険者（神戸製鋼所健康保険組合の場合）は2000年6月まで標準報酬月額 $25/1000$ 、7月以降は $65/1000$ となる予定です。

給付の対象者ですが、満65歳以上の方は要介護または要支援と認定された場合に給付の対象となります。満40歳以上65歳未満の方は、老化に伴う初期の痴呆、脳血栓疾患、パーキンソン病、慢性関節リュウマチ等の15種類の疾病が原因で、要介護または要支援の状態と認定された場合に給付の対象となります。

介護の認定を受けるには、介護を受ける人が住む市区町村の福祉の窓口へ「要介護認定」の申請手続をする必要があります。

● 雇用保険を受けるためには

雇用保険の基本手当（失業手当）は、退職後すぐに失業手当をもらう場合と一定の期間後から求職申込する「受給期間の延長」をする場合の選択ができます。すぐに手当をもらいたい方は、定年退職日の翌日以降に会社から離職票を受け取り、すみやかに職業安定所にて「求職申込」を行います。また、「受給期間延長」を希望する場合は、「求職申込」の前に「受給期間延長申請書」を退職日の翌日以降2ヶ月以内に職業安定所に提出します。この場合、1年間を限度に希望の期間延長でき、この期間中は失業手当は給付されません。延長期間終了後、あるいは期間途中で求職したくなるときは、「求職申込」を行います。

定年退職後すぐに再就職する場合は、当然ながら失業手当は受給できませんが、退職後1ヶ月以上の期間をあけて一定の要件を満たし再就職した場合は、再就職手当（支度金）が受給で

きます。どちらを選択するかは、個人のライフスタイルや生活環境によって異なりますが、現在の厳しい雇用情勢から考えると、再就職先の条件が本人の希望に合っていれば、就職を優先させてその中で雇用保険の受給が可能な選択肢を選べばよいでしょう。

＜再就職手当の要件・支給額＞

所定給付日数の $1/3$ （100日）以上残し、安定した職業（1年以上）につくこと。
 再就職先が、退職前の会社と資本的、人的な密接関係等がないこと
 受給期間延長していた場合は、延長終了後「求職申込」、待機期間（7日）経過後に就職内定・決定であること。
 再就職日前3ヶ月以内に再就職手当または常用支度金の支給を受けていないこと。
 再就職手当の額は、給付残日数に応じて次の基本手当日額の日数分
 給付残日数：200日以上 = 120日、
 150日以上 = 70日、
 100日以上 = 30日

それでは基本手当（失業手当）は実際にどの程度給付されるのでしょうか、その計算方法は、給付期間は……等々、みなさんの一番関心のあるところだと思いますので、後に示すようにまとめてみました。

ここで、失業手当の給付額を増やすポイントを紹介すると、これには近道はなく計算期間中に欠勤しないこと、そしてできるだけ残業等で月例賃金を増やすの2点です。

そうすると一時休業の影響はどうなるのか心配になりますが、休業日の取扱いについては調整の対象となるので、まず心配はいりません。

また、失業手当を受給中にアルバイトをした場合、失業手当はどうなるのでしょうか、これはアルバイト当日分の手当はもらえませんが、その分は後送りとしてきちんと給付されます。ただし、あくまでも臨時的アルバイトに限定しており、雇用契約を結ぶ等されると常態雇用の

アルバイトとみなされ、「失業」と認定されなくなるのでご注意ください。

その他、個別延長給付として、特定不況業種離職者、障害者等の方が一定の基準を満たすときに失業手当の給付日数が延長されます。60歳定年退職者はこれに該当しますので、延長の対象になります。具体的には300日の給付日数をもってなお就職できないときは、さらに60日延長されて360日となります。したがって忘れずに延長申請をしましょう。このとき定年まで勤めていた会社（SP）には60歳定年後の再雇用制度はないとはっきり言うことが大切です。

<失業手当の要件・支給額>

手当日額：賃金日額（¹）×計数（0.5～0.8）
上限は9,810円

¹一時金を除く退職前6ヶ月の
賃金総額（時間外含む）/180

給付日数：勤続年数5年以上60歳定年退職者は、300日分

受給期間：原則は1年間で、定年退職者は受給期間延長申請により1年間延長が可能。

支払方法：支払い希望金融機関指定の口座に失業認定日の約1週間後に振り込まれる。

満60歳～65歳未満の方で、再雇用、再就職により、満60歳到達時登録の賃金に比べ15%（最高36%）以上、賃金が下がった場合には、高齢者雇用継続給付として新賃金（交通費含む）の1～25%が支給される。ただし、給付金と新賃金をあわせて392,485円が上限となり、支給期間は満65歳になるまでの就業期間中となります。なお、60歳定年退職後、一旦職に就かずリフレッシュしてから再就職し、再就職先を6カ月以上勤務して退職した場合（新たに受給資格が発生する）は再就職時の賃金が計算のベースとなるので、この点について注意が必要です。

職業安定所長の指示により公共職業訓練等を受講するときは、訓練終了日まで次の技能習得

手当が支給されます。

受講手当590円/日

（左官溶接等の特定職種は2000円/日）

通所手当42,000円/月が限度

また、教育・能力開発関係では教育訓練給付金がありますが、これは定年退職者だけでなく在職者でも次の条件で給付が行われる制度です。

被保険者期間が5年以上、過去5年以内に教育訓練給付を受給していないこと。

労働大臣が指定した教育訓練を受け終了した場合に、本人が支払った訓練経費の80%（上限20万円）を給付。

受講終了後、職業安定所へ、1）支給申請書、2）修了証明書、3）領収書、4）本人住所確認の証明書、5）雇用保険被保険者証（写）を提出する。

受講終了後、1ヶ月以内に申請すること。

ここまで説明した雇用保険の制度は現時点での内容ですが、雇用保険法は将来的に改正が予定されているので、みなさんも見逃さないように注目していただきたいと思います。

次に予定される雇用保険法改正（案）で、60歳定年の方に直接関係する内容は次のとおりです。

給付日数の変更（平成13年4月1日より）

被保険者期間20年以上：300→180日、

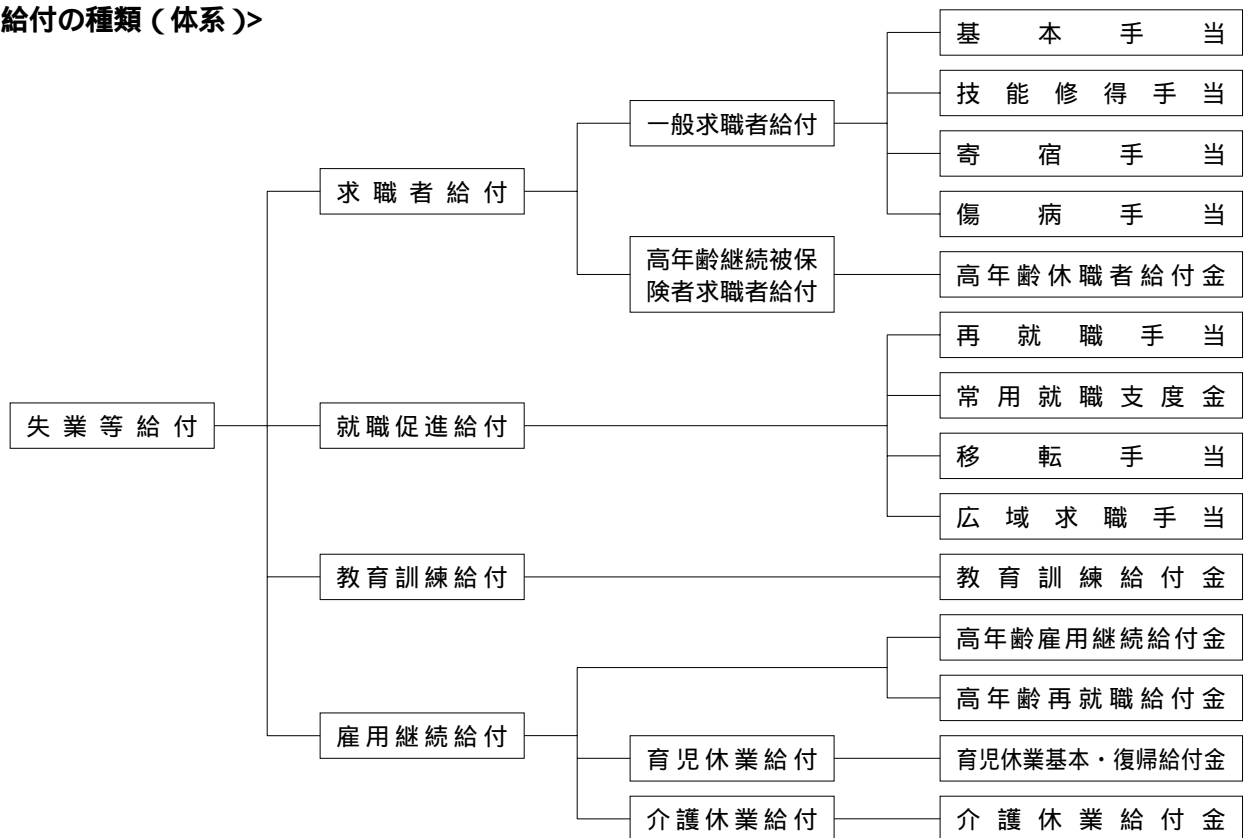
5年未満：240→90日

保険料率の引上げ（平成13年4月1日より）

失業給付等の分 8/1000→12/1000 労使折半



< 給付の種類 (体系)>



注) 短時間・短期間・日雇労働被保険者については、本表から省略している。

● 厚生年金等を受けるためには

次に年金について説明したいと思います。年金は大きく分けて公的年金と私的年金の2種類があり、公的年金は厚生年金（老齢厚生年金、障害年金、遺族年金、脱退手当金）、国民年金、退職共済年金、厚生年金基金、国民年金基金があります。また、私的年金は適格退職年金、銀行・証券・生命保険・損害保険の個人年金等があります。

厚生年金の給付額は次の計算式によって算出されます。



< 厚生年金の計算方法 >

$$\text{年金額合計} = \text{報酬比例部分}^1 + \text{定額部分}^2 + \text{加給年金}^3$$

¹平均標準月額 × 生年月日別乗率 × 被保険者期間（月数） × 物価スライド率

乗率 = 8.18 / 1000（昭和15年4月2日～16年4月1日生まれ）

被保険者期間 = 上限444ヶ月

物価スライド率 = 1.031（平成11年度基準）

²1,625円 × 定額分生年月日別乗率 × 被保険者期間（月数） × 物価スライド率

乗率 = 1.208 / 1000（昭和15年4月2日～16年4月1日生まれ）

物価スライド率 = 1.031（平成11年度基準）

³対象者：配偶者（年収850万円未満）、18歳高校生以下の子、20歳未満で1級、2級の障害のある子

金額 = 299,700円（231,400 + 68,300）

昭和15年4月2日～16年4月1日生まれ

年金額を多くするポイントは、次の4点となります。

- 1) 加給年金の受給条件を満たす
厚生年金を20年以上加入する。
60歳の受給権発生時に婚姻している。
配偶者の厚生年金の加入期間が25年以上の長期加入の場合は問題が起こりにくい
が、15年～20年前後の場合等では、配偶者の加入期間が15年未満の方が年金が多くなるケースがあり、夫婦の年金合計がどのようになるのか検討が必要。
- 2) 定額部分の被保険者期間33年2ヶ月～37年(444ヶ月)を確保する
- 3) 再雇用・再就職時の「年収」と「月収と一時金の配分」を考える
月収を抑え、一時金の配分を増やすことにより老齢厚生年金(在職老齢年金)の支給停止額を少なくし、かつ社会保険料等の負担を抑える。
被保険者期間が37年以上の方は、定額分の頭打ち等により年金保険料に見合う年金の増加は望めない。
年収の増額を「月収で増額」と「一時金で増額」の実質的増加の比較では、在職老齢年金の停止額の増加と社会保険料の負担増加等のため、実質手取額では「月収で増額」では増額がその約60%に対し、「一時金で増額」では90%となる。
- 4) 配偶者の「満60歳以降の国民年金任意加入」の活用を考える
専業主婦等で老齢基礎年金の満額804,200円(昭和16年4月2日以降の生まれは加入期間40年必要)をもらうため、加入期間40年未満の場合は、65歳(満40年限度に)の間、国民健康保険(保険料月額13,300円)に加入し、あわせて付加年金(保険料月額400円)を必ず申込をする。
これにより、満65歳以降に支給される老齢基礎年金が増え、少なくとも約8年で保険料が回収できる。

続いて遺族年金について説明したいと思います。厚生年金加入者が在職中に死亡したとき、あるいは老齢厚生年金受給中または受給権があるものが死亡等の場合に遺族年金が支給されません。

支給対象者は死亡時の遺族であり、妻・18歳未満の子、55歳以上の夫・父母、18歳未満の孫、55歳以上の祖父母となります。

支給額は次の通り計算されます。

遺族年金支給額 = 平均標準報酬月額 ×

$$7.5 / 1000 \times \text{被保険者期間}^2 \times 3 \div 4 \times \text{物価スライド率}^3$$

¹老齢基礎年金受給者または受給権者は生年月日別乗率を適用して8.18

老齢年金受給権者 = 厚生年金加入期間20年(男性40歳以上15年)以上

²最低月数300

³物価スライド率 = 1.031

夫の死亡時の妻の年齢によって次の通り給付額が決定されます。

満35歳以上65歳未満のとき：満40歳以後、中高年寡婦加算(603,200円)

満65歳以上のときおよび死亡後妻が65歳になったとき：経過的中高年振替加算が妻の生年月日に応じて支給。

(例：昭和17年10月2日の場合 = 281,500円)

なお、遺族年金を受給していた妻が再婚した場合、遺族年金の受給権は失権します。またその後離婚した場合でも、復権することはありません。

年金証書が届いたときは、「年金額の計算」のもとになる3要素の内、最少限、「加入期間」「配偶者分の加給年金が加算されているか」の2要素はチェックしましょう。自分の記録と年金証書の内容に疑問を感じた場合は、遠慮せず資料をもって、裁定請求をした三宮社会保険事務所でご相談してください。

また次のタイミングで、給付される年金等の金額や内容が何度も変わりますので、その時々に必要な手続をお忘れのないようにしてください。

満60歳到達時
 定年退職時
 再雇用退職後
 本人満65歳到達時
 配偶者（妻）満65歳到達時
 本人死亡時 等

ご夫婦で受け取る生涯の年金総額は、皆さんの平均的なモデル（平均報酬月額35万円、被保険者期間40年、妻の国民年金40年加入）の場合、約7,740万円にもなり、年金は、私たちの定年後生活を保証してくれる金の卵を産む鶏です。

税金だって自分が頼り

● 退職金と税金

まず退職金の税金はどうなるのか説明したいと思います。退職金は退職所得として、次の計算で所得額が決定されます。結果を先に言えば、37年勤続の場合は退職金が1,990万円以下であれば退職所得が「0円」となり住民税も含め税金は「0円」になります。

$$\text{退職所得} = (\text{退職金} - 40\text{万円} \times 20\text{年以下の勤続年数} - 70\text{万円} \times 20\text{年を超える勤続年数}) / 2$$

適格退職年金を選択された方は、その額を退職金から控除して計算。

● 退職後の住民税

それでは退職後の住民税はどうなるのでしょうか。これは退職年度と次年度以降に分けられますが、まず退職年度では給与で控除できない退職年度の住民税の残りは、通常、退職金で一括納付となります。

退職次年度は退職前年の所得により納付義務が発生します。ただし市町村によって異なりますが、減免申請等により減免される場合もあります。ちなみに神戸市は減免がありますが、必ずお住まいの役所に問い合わせしてみてください。

● 雇用保険、年金と税金

雇用保険の基礎手当、再就職手当等の給付金は全て非課税扱いです。

また、老齢厚生年金や適格退職年金については雑所得に分類され、所得は次の通り計算されます。

$$\text{所得} = (\text{老齢厚生年金} + \text{適格退職年金}) - \text{公的年金所得控除額}$$

公的年金所得控除額：

本人の年齢65歳未満 年金額130万円未満

年金額130万円～410万円

公的年金所得控除額 70万円

年金額 $\times 25\% + 37.5$ 万円

本人の年齢65歳以上 年金額260万円未満

年金額260万円～460万円

公的年金所得乗除額 140万円

年金額 $\times 25\% + 75$ 万円

高年齢者にとっての金融機関とのつきあい

5年前の阪神淡路大震災では、私自身も被災し自宅を建て替える必要があったのですが、当時はちょうど就職活動中で給与所得というものがありませんでした。当然、銀行からお金を借りようにも返済に対する心配から、なかなか貸してくれません。しかしここで諦めることなく、「一体どうすればお金を貸してもらえるのか？」ということを考え、老後の年金を含めきちんとした返済計画を立てて、何度も銀行に相談に行くことにより、融資をしてもらうことに成功しました。

土地の評価や家族構成等、それぞれのケースで条件は異なるので、詳しい話を紹介することは差し控えますが、どうすれば目的が達成できるのか諦めずに考え、考えるだけでなく勉強し行動することが大切であることを、このとき改めて実感しました。

自分で調べて驚いたのですが、厚生年金も立派な所得としてローン返済の計算ができるので

す。ですから60歳定年退職後も、場合によっては十分にローンを計画することができるのです。

住宅ローンでいうと、住宅金融公庫の融資を利用する場合には、60歳以降に申し込みを行うと完済の期日が72歳と区切られてしまいますが、59歳までなら条件に応じて20年、30年といった年数で完済期日を設定することができます。したがって、もし近い将来に、住宅金融公庫の融資を利用して住宅を建てる計画がある方は、59歳までに申し込むことによって、より無理のない返済計画を選択することができるのです。

また、退職金で住宅ローンの借入残高を一括返済することを計画している方がいるかと思いますが、一般的に住宅ローンは他のローンに比べて金利が非常に低く設定されています。また、住宅取得等の借入金に対して、住宅借入金等特別控除による税金の控除を活用することで実質金利はさらに低くすることができます。もし定年後に新たにローンを組む計画がある場合は、低金利の住宅ローンを残しておいて気長に返済していき、万一の非常時に備え手元に自由になるお金を残しておく方がゆとりをもった生活設計ができる場合もあります。

ただ、住宅ローンを残しておく、ボーナス月の返済が多くて大変だという問題も発生するでしょうから、ボーナス払いのみ完済する等、自分にとっていったい何が一番得なのか、金融機関によく相談することをお奨めします。

おわりに

今回の講演テーマは、これまで歩んできた私の人生の中で、主に会社の業務として取り組んできた内容が大半となっていますが、講師の依頼を受けるにあたって「何に関心があるのか」「どうすれば理解し易いか」という観点から、これまでの業務を整理してきました。

自分なりに勉強し資料を調べ体系だててまとめることにより、新たに知りえた知識やさらに



詳しく知ることができた面が多々あり、結果的には私自身が一番勉強になりためになったのではないかと感じています。

これからの人生は、これまで40数年生きてきた会社中心のものから、これまで以上の自由時間の中で、みなさん一人ひとりが選択し主役となって過ごすことになるでしょう。冒頭に申し上げましたが、何事も自らが行動しなければせっかくの社会の利益を受けることがほとんどできません。潤沢な時間を生かし、どうか何に対しても積極的に取り組み、若い世代から羨ましがられるような第2の人生を歩んで下さい。

本日は、みなさんの前で話をする機会を得ることができましたが、こうして一同に集まり同じ体験をするというのも何かの縁だと思います。ぜひこれを機会に同世代のみなさん方が今後も連絡を取り合えるようなネットワークを作り、お互いがいつまでも情報交換を通じて連携・交流が広くできるようになっていただきたいと思います。

以上

かくたに としお 角谷 登司雄プロフィール

昭和16年生まれ 59歳
 昭和34年 神戸市立神港高等学校卒業
 昭和34年 神鋼ファウドラ(株)入社
 昭和53年 社会保険労務士資格取得
 平成8年 神鋼パンテック(株)退職
 平成9年 兵庫県社会保険労務士会入会
 平成11年 台糖(株)入社
 現在に至る

< 参考資料 > 「主な手続き内容別の手続きの窓口と時期」

	手続きの内容	手続きの窓口	手続きの時期
厚生年金	「特別支給の老齢厚生年金」の請求手続	勤務地の(三宮)社会保険事務所	満60歳到達後、すみやかに
	配偶者(妻)の国民年金「種別変更届」	住所地の市区町村役場	退職後すみやかに
	年金継続受給のための「年金受給者現況届」	社会保険業務センター	毎年、誕生日の月末まで
健康保険	「資格喪失後継続療養」の手続	(会社経由)健康保険組合	退職日の翌日から10日以内
	「任意継続被保険者」の申請	(会社経由)健康保険組合	退職日の翌日から20日以内
	国民健康保険加入の「国民健康保険被保険者取得届」	住所地の市区町村役場	退職日の翌日から14日以内
	退職者医療制度の「退職被保険者該当届」の提出	住所地の市区町村役場	年金証書到着の翌日から14日以内
	老人保健制度の「健康保険手帳の交付」の申請	住所地の市区町村役場	満70歳到達後、14日以内
雇用保険	「60歳到達時賃金日額登録届」の提出	(会社経由)公共職業安定所	満60歳到達後、すみやかに
	「被保険者資格喪失届」の提出	(会社経由)公共職業安定所	退職日の翌日から10日以内
	「受給期間延長申請」の手続	住所地の公共職業安定所	離職日の翌日から2カ月以内
	「求職の申込」、「受給資格者の確認」の手続	住所地の公共職業安定所	会社から離職票受領後、すぐ
	失業認定のための「失業認定申告書」の提出	住所地の公共職業安定所	4週間に1回(初回は指定日)
	「再就職手当」、「常用就職支度金」の申請	住所地の公共職業安定所	再就職日の翌日から1カ月以内
	「高年齢雇用継続給付金・再就職給付金」の申請	(会社経由)公共職業安定所	2カ月に1回、対象月の翌月末まで
税金	「所得税の確定申告」の手続	住所地の税務署	2月16日～3月15日
	「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」の提出	社会保険庁 (初回は社会保険事務所)	毎年11月頃 (初回年金裁定請求時)

